

令和2年度愛媛県NPO法人新型コロナウイルス  
感染症対策支援事業実施要領

(目的)

第1条 新型コロナウイルス（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大に伴い、事業の中止や延期を余儀なくされ、事業収入や寄附金等の減少による影響を受けたNPO法人や感染拡大により生じた新たな課題やニーズに対応するための新規事業等の実施や感染拡大防止対策による取り組みを実施するNPO法人に対し、予算の範囲内で、補助金等を交付する。

(助成措置)

第2条 知事は、前条に規定する補助金等の交付を行うため、別に定めるところにより、次の区分に基づきNPO法人新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金等（以下「補助金等」という。）を交付するものとする。

補助金等の区分	内 容	補助金等の額
新規事業実施等を対象とした補助金	新型コロナウイルスの影響により生じた新たな課題やニーズに対応するため新規事業等の実施やオンラインやリモート方式等の新たな手法を導入して事業を実施する場合に要する経費を助成。 ※マスクの購入に係る経費は除く。	1団体当たり 200,000円以内
新型コロナウイルス感染症対策への補助金	イベントや研修等における「3つの密」の回避や感染拡大防止を目的に、飛沫防止用品や衛生用品等の購入等に要する経費を助成。 ※マスクの購入に係る経費は除く。	1団体当たり 50,000円以内
愛媛版NPO法人持続化給付金	令和2年2月から7月までの収入（寄附金及び助成金等を含む）合計額が平成31年2月から令和元年7月までの収入合計額と比較して、50%以上減少していて、国の持続化給付金を受給できないNPO法人を対象に給付金を交付。	1団体当たり 250,000円以内

(対象団体)

第3条 補助金等のうち前条別表に定める新規事業実施等を対象とした補助金及び新型コロナウイルス感染症対策への補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するNPO法人とする。

- (1) 主たる事務所の所在地が愛媛県内であること。
- (2) 前事業年度に係る特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第28条第1項に規定する書類を適正に作成し、所轄庁に提出しているもしくは本補助金等の申請ま

で提出ができること。

- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 法第2条第2項第2号に規定する宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- (5) 法第12条第1項第3号イに規定する暴力団でないこと。
- (6) 法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (7) その他知事が不相当と判断する団体でないこと。

2 補助金等のうち前条別表の愛媛版NPO法人持続化給付金（以下、「持続化給付金」という。）にあつては、前項の要件に加え、次の各号のいずれにも該当するNPO法人とする。

- (1) 持続化給付金にあつては、新型コロナの影響により、令和2年2月から7月までの収入（寄附金及び助成金等を含む）合計額が平成31年2月から令和元年7月までの収入合計額と比較して、50%以上減少していること。
- (2) 国の持続化給付金を受給できないこと。
- (3) 令和2年7月末時点において、継続して1年以上の活動実績があり、かつ法に規定する事業報告書等を1回以上所轄庁に提出しており、今後も活動を継続する意思があること。

（受給の制限等）

第4条 補助金等の交付にあつては、次のとおりとする。

(1) 持続化給付金

あつたか愛媛NPO応援事業（以下、「基金事業」という。）の助成金の交付を受ける場合に、この助成金の交付額を前条第2項第1号に定める令和2年2月から7月までの収入合計額に加算することにより、平成31年2月から7月までの収入合計額と比較し、50%以上減少することとならない場合は受給できない。

(2) 新規事業実施等を対象とした補助金

他の補助金その他これに類するものの交付を受けて行う事業には交付しない。

ただし、基金事業助成金のうち団体支援助成を充てることはできるが、同助成と重複する経費は補助対象外とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策への補助金

他の補助金その他これに類するものの交付を受けて購入等をする感染症対策用品は本補助金の対象外とする。

（対象活動）

第5条 新規事業実施等を対象とした補助金及び新型コロナウイルス感染症対策への補助金の交付の対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動
- (2) 新型コロナの影響により生じた新たな課題やニーズに対応するために取り組む活動又はオンラインやリモート方式等の新たな手法を導入して取り組む活動もしくは

新型コロナの感染拡大防止対策を講じて取り組む活動  
(3) 令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に実施される活動

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、愛媛県NPO法人新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月8日から施行する。